

2023年6月1日

新型コロナウイルス感染症の5類引き下げに伴う
小笠原研究施設の利用一部制限の解除について

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の「2類相当」から「5類」に変更され、「小笠原版「新しい日常」の過ごし方 ～小笠原村における社会活動・経済活動の再開に向けた行動指針～（2021年5月29日）」が廃止されたことをふまえ、「新型コロナウイルス感染症予防に係わる小笠原研究施設利用ガイドライン ver2（2020年11月1日）」は廃止します。

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症が内地で流行している時期に渡島する際は、これらの感染症予防に引き続き留意してください。

小笠原研究委員会